

消防本部

年齢別職員数

※ 職員の階級別年齢を表したもので、全職員の平均年齢は41.5歳です。
(令和8年4月1日現在)

階級 年齢	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
21才未満							2	2
21才～25才							10	10
26才～30才					3	3		6
31才～35才					15			15
36才～40才				11	5			16
41才～45才				19	1			20
46才～50才			8	10				18
51才以上	1	2	14	11	1			29
合計	1	2	22	51	25	3	12	116

令和7年度消防職員研修状況一覧表

研修内容		日数	階級						計
			司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	
兵庫県消防学校	初任科教育	6ヶ月						3	3
	専科教育 警防科	10日							0
	〃 救急科	38日						3	3
	〃 救助科	22日						1	1
	〃 危険物科	5日							0
	〃 火災調査科	10日			1				1
	〃 予防査察科	10日				1			1
	〃 特殊災害科	10日				2			2
	幹部教育 初級幹部科	10日				1			1
	〃 中級幹部科	7日							0
	〃 上級幹部科	3日		1					1
	災害現場指揮科	3日		1					1
	通信指令科	5日							0
	救急救命士追加講習 (ビデオ喉頭鏡)	2日							0
	救急救命士追加講習 (処置拡大二行為)	5日							0
	救急救命士養成所	7ヶ月				1			1
	指導救命士養成研修	12日							0
	山岳救助器具取扱研修	3日							0
	惨事ストレス研修	2日		1					1
消防大学校	救急科	38日							0
	上級幹部科	17日							0
	救助科	46日							0
神戸市	機械課程	5日							0
	特殊災害課程	7日							0
救急救命東京研修所		6ヶ月				1			1
計			0	3	1	6	0	7	17

防火対象物の実態 (令和8年3月31日現在)

区 分 用 途 別			総数 (棟別)	10階 以上	地階	査察件数
1 項	イ	劇場・映画館・観覧場	3		2	0
	ロ	公会堂・集会堂	51		3	9
2 項	ロ	遊技場・ダンスホール	5			0
	ニ	カラオケボックス等	2			1
3 項	ロ	飲食店	132		1	15
4 項		百貨店・マーケット・その他の物 品販売業を営む店舗・展示場	185			21
5 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	67	1	1	4
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	765	84	30	49
6 項	イ	病院・診療所・助産所	63		1	4
	ロ	老人福祉施設・救護施設等（主と して入所）	28		1	11
	ハ	老人福祉施設・救護施設等（主と して通所）	78			10
	ニ	幼稚園・養護学校等	32		1	9
7 項		小・中・高・大・各種学校	178		2	3
8 項		図書館・美術館等	13		1	1
10 項		停車場・船舶の発着場	10		1	0
11 項		神社・寺院・教会	100		2	1
12 項	イ	工場・作業場	464		8	7
13 項	イ	車庫・駐車場	75		20	2
14 項		倉庫	258		2	3
15 項		前各号に該当しない事業所	610		35	10
16 項	イ	特定複合用途対象物	247	4	24	28
	ロ	非特定複合用途対象物	84	1	4	5
17 項	ロ	文化財	15			3
合 計			3465	90	139	196

※防火対象物

山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。その用途は、消防法施行令別表第1表で区分されている。

※特定複合用途対象物

複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。

※非特定複合用途対象物

上記に掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物。

防火講習会及び消防訓練実施状況

(令和8年3月31日現在)

講習区分		講習回数	参加者数
講習会	危険物取扱者保安講習会(R7年度)	1	129
	危険物取扱者養成講習(県危協主催)	1	15
	防火安全協会事業(R7年度)		
	甲種防火管理講習(再講習含む)	1	20
	消防訓練指導員講習会	2	24
	防火安全管理研修会	1	28
	危険物取扱者養成講習	2	17
	幼年・少年・少女消防クラブ育成 夏季防火教室	1	25
現地訓練指導	初期消火・通報・避難訓練		(※主催者申告)
	事業所	34	4196
	町内会	14	3359
	共同住宅等	14	633
	学校・幼稚園・保育所	30	4960

月別火災発生件数

令和7年12月31日現在(火災救急救助概要P2より抜粋)

	計	火災件数					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
1月	10	5	0	0	0	0	5
2月	6	1	2	1	0	0	2
3月	5	0	0	0	0	0	5
4月	6	0	1	0	0	0	5
5月	3	2	0	0	0	0	1
6月	1	0	0	0	0	0	1
7月	0	0	0	0	0	0	0
8月	5	0	0	1	0	0	4
9月	1	1	0	0	0	0	0
10月	1	1	0	0	0	0	0
11月	2	1	0	1	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0
年間計	40	11	3	3	0	0	23

※その他の火災とは、雑草火災や公園のベンチ等の工作物の火災です。

焼損面積の推移

令和7年12月31日現在(消防年報P40より抜粋)

		令和5年	令和6年	令和7年
焼損面積	建物 (㎡)	11218	174	107
	林野 (a)	54	2	67

火災損害額の推移

令和7年12月31日現在(消防年報P40より抜粋)

		令和5年	令和6年	令和7年
損害額 (千円)	建物	829,170	20,360	3,629
	収容物	989,421	17,474	378
	林野	0	0	0
	車両	1,926	581	590
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	5,268	524	608
	計	1,825,785	38,939	5,205

※令和5年は大規模工場火災が発生したため、焼損面積・火災損害額が大幅に増加しています。

地区別火災発生件数

令和7年12月31日現在（消防年報P41より抜粋）

地 区	計	火災件数					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
三田	1	0	0	0	0	0	1
三輪	4	1	0	0	0	0	3
広野	10	2	0	2	0	0	6
小野	6	1	2	0	0	0	3
高平	4	1	0	0	0	0	3
藍	5	1	1	0	0	0	3
本庄	5	2	0	0	0	0	3
フラワータウン	1	1	0	0	0	0	0
ウッディタウン	2	1	0	0	0	0	1
カルチャータウン	1	1	0	0	0	0	0
つつじが丘	0	0	0	0	0	0	0
テクノパーク	1	0	0	1	0	0	0
計	40	11	3	3	0	0	23

署所別火災発生件数

令和7年12月31日現在（消防年報P42より抜粋）

署所	計	火災件数					
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
本署	11	3	0	2	0	0	6
西分署	18	5	1	1	0	0	11
東分署	11	3	2	0	0	0	6

※その他の火災とは、建物、林野、車両、船舶、航空機以外の火災です。

令和7年12月31日現在（消防年報P40より抜粋）

危険物製造所等類別許可施設及び立入検査状況

消防法第 11 条の許可施設を類別に表しました。

また、下段は同法第 16 条の 5 に基づく立入検査の状況です。(令和 8 年 3 月 31 日現在)

種 別		合 計	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				
				屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売 所	第 二 種 販 売 所	移 送	一 般
	合 計	307	11	80	47	10	52		15	23	31				38
種 別	第 1 類														
	第 2 類														
	第 3 類														
	第 4 類	297	10	73	47	9	52		15	23	31				37
	第 5 類	2		2											
	第 6 類	1		1											
	混 在	11	3	7											1
数 量 別	5 倍以下	88		26	7	5	18		15	1	5				11
	5 倍を超え 10 倍以下	79	4	24	8	3	15			17					8
	10 倍を超え 50 倍以下	82		11	20	2	18			5	10				16
	50 倍を超え 100 倍以下	23	3	4	10						3				3
	100 倍を超え 150 倍以下	12	1	8	2						1				
	150 倍を超え 200 倍以下	5	3	1							1				
	200 倍を超え 1000 倍以下	18		6			1				11				
立 入 検 査 (令和 7 年度中)		307	11	80	47	10	52		15	23	31				38

※ 製造所 危険物または危険物以外のものから危険物を製造する目的で 1 日に指定数量以上を取扱う場所。

※ 貯蔵所 指定数量以上の危険物を貯蔵、または取扱う場所。

※ 取扱所 危険物を製造する以外の目的で 1 日に指定数量以上を取扱う場所。